

## 療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について外 2 件

○佐々木謙二議長 日程第 1、議案第 61 号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 3、議案第 63 号 平成 19 年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第 2 号までの 3 件を一括議題といたします。

### 厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 初めに、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成 19 年第 3 回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案 1 件について審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る 6 月 14 日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第 61 号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により、所要の改正を行うため提案されたものであります。審査に際し、市民課長からは重度心身障がい（児）者医療、いわゆるマル身医療における所得制限を市民税課税所得金額 145 万円から市民税所得割約 20 万円に緩和する。また、マル身医療の受給に当たり、65 歳以上の方は老人医療の資格認定が必要となる。さらに、マル身医療の調剤薬局における調剤費の自己負

担が負担なしから 1 割負担となる。なお、今回の改正によりマル身医療費が約 45 万 6,000 円減額となる見込みだが、事業費が未確定の段階であるので、事業費が確定した段階での補正予算を考えているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、市民税の所得割 20 万円となる所得額は幾らかとの質疑がなされ、市民課長からは、単身者において給与収入 580 万円、社会保険料控除 40 万円と仮定した場合は約 410 万円の所得、子供 2 人の 4 人世帯において給与収入 733 万円、社会保険料控除 70 万円と仮定した場合は約 540 万円の所得となり、この場合、市民税の所得割が 20 万円となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回の所得制限緩和に該当するのは何人かとの質疑がなされ、市民課長からは、今回該当するのは 4 人であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、マル身医療の 1 カ月の自己負担限度額の計算は、月初めから月末となるのか、それとも最初の受診日から 1 カ月以内となるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、月初めから月末まで計算するとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、自己負担を抑えるため、できるだけ同一月に受診することや、院内処方を行っている医療機関の受診を勧めるのかとの質疑がなされ、医療給付主査からは、どのような医療を受けるかは個人の選択の自由であり、行政として指導する立場ではないと思っ

との答弁を受けたところであります。さらに委員からは、今回の改正内容を該当者に説明するのかとの質疑がなされ、医療給付主査からは、本条例可決後に個別に通知して説明する予定であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のと

り可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。  
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第61号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第61号の1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

+ ○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆予算特別委員長。

(安部 隆予算特別委員長登壇)

○安部 隆予算特別委員長 おはようございます。

今定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第62号 平成19年度長井市一般会計補正予算第2号と、議案第63号 平成19年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号の合計2議案について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る6月20日開催し、審査が行われたところであります。審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、3名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げます。

審査結果のみのご報告を申し上げます。

議案第62号 平成19年度長井市一般会計補正予算第2号については、起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 平成19年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号につきましては、起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員より出されました質疑、意見については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。  
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第2、議案第62号 平成19年度長井市一般会計補正予算第2号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第62号の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。